

議案第 1 1 号

八幡浜市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 1 0 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 5 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正し、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後				改正前			
別表第 1 一般廃棄物処理手数料				別表第 1 一般廃棄物処理手数料			
区分			金額	区分			金額
指定 ごみ 袋	燃やす ごみ	大（4 5 リットル袋）	1 枚につき 3 2 円	指定 ごみ 袋	燃やす ごみ	大（4 5 リットル袋）	1 枚につき 3 1 円
		（略）				（略）	
	（略）			（略）			
備考 上記金額には、1 枚につき 1. 6 円の販売手数料を含むものとする。							
別表第 3 家庭系一般廃棄物（粗大ごみ等）の処理手数料				別表第 3 家庭系一般廃棄物（粗大ごみ等）の処理手数料			
区分		単価		区分		単価	
基本額	収集運搬車の配車	1 車につき 1, 5 7 0 円		基本額	収集運搬車の配車	1 車につき 1, 5 4 0 円	
品目別	（略）			品目別	（略）		
	スプリングマット	1 個につき 5 2 0 円			スプリングマット	1 個につき 5 1 0 円	
	（略）				（略）		
	その他の処理困難物	1 個につき 5 2 0 円			その他の処理困難物	1 個につき 5 1 0 円	

別表第4

犬、猫等動物の死体の処理手数料

区分		金額
収集、運搬及び処分	1体につき	1,050円
処分のみ	1体につき	520円

別表第5

し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料

区分		金額
し尿処理手数料	18リットルまで ごとに	168円
浄化槽汚泥処理手数料		149円

別表第4

犬、猫等動物の死体の処理手数料

区分		金額
収集、運搬及び処分	1体につき	1,030円
処分のみ	1体につき	510円

別表第5

し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料

区分		金額
し尿処理手数料	18リットルまで ごとに	165円
浄化槽汚泥処理手数料		146円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1及び別表第3から別表第5までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る手数料について適用し、施行日前の利用に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の八幡浜市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1の規定による一般廃棄物処理手数料を既に納付した指定ごみ袋があるときは、施行日以後においても、当該指定ごみ袋を用いて一般廃棄物を排出することができる。

提案理由

消費税法等の改正等に伴い、所要の改正を行うため。